

税のお知らせ

自動車税種別割のお知らせ
住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。
次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和3年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中旬に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは：
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種

別割の住所変更手続きが可能です。

別割の住所変更手続きが可能です。

■お問い合わせ

札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1197
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

税のお知らせ

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長について

令和2年度に引き続き、四輪車等のグリーン化特例（軽課）の特例措置が延長されます。

これにより、四輪車等の軽自動車のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新車登録（初度検査）した一定の性能を有する軽四輪等について、（対象車両は下記（ア）～（ウ）で対象になる場合は自動車車検証に記載されています）、取得した年度の翌年度に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特

例（軽課）が適用されます。



- （ア）電気・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または、平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減）
- （イ）乗用：令和2年度燃費基準+30%達成
貨物：平成27年度燃費基準+35%達成
- （ウ）乗用：令和2年度燃費基準+10%達成
貨物：平成27年度燃費基準+15%達成

※ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減又は、平成17年排出ガス基準75%達成車（★★★★）に限ります。

| 車種区分 | | | | グリーン化特例（軽減後税額） | | |
|------|----|----|-----|----------------|----------|----------|
| | | | | （ア）75%軽減 | （イ）50%軽減 | （ウ）25%軽減 |
| 軽自動車 | 三輪 | | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 四輪 | 乗用 | 家用 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| | | | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | 以上 | 貨物 | 家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
| | | | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |

■軽自動車の登録・名義変更・住所変更・廃車などの窓口

| 車種 | 窓口 |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 | 下川町役場 税務住民課 電話 01655-4-2511 |
| 軽自動車 | 旭川地区軽自動車協会 電話 0166-53-7300 |
| 軽二輪（125cc～250cc以下） | 旭川運輸支局 電話 050-5540-2003 |
| 二輪の小型自動車（250cc超） | 旭川地方自家用自動車協会 電話 0166-51-1221 |

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511内線115
☆4-251103